

三重とこわか国体・三重とこわか大会
亀山市実行委員会

第3回宿泊衛生専門委員会

書面決議



令和2年5月

目 次

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会第3回宿泊衛生専門委員会

【報告第1号】

宿泊衛生専門委員会委員の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

【報告第2号】

三重とこわか国体競技別リハーサル大会の開催について・・・・・・・・ 2

【議案第1号】

三重とこわか国体亀山市弁当調達要項（案）・・・・・・・・・・・・ 3

【議案第2号】

三重とこわか国体亀山市弁当調製施設選定基準（案）・・・・・・・・ 6

【議案第3号】

三重とこわか国体亀山市環境衛生対策実施要領（案）・・・・・・・・ 8

【議案第4号】

三重とこわか国体亀山市食品衛生対策実施要領（案）・・・・・・・・ 10

【議案第5号】

三重とこわか国体亀山市防疫対策実施要領（案）・・・・・・・・ 12

【議案第6号】

三重とこわか国体亀山市医療救護実施要領（案）・・・・・・・・ 13

【議案第7号】

三重とこわか国体亀山市競技別リハーサル大会宿泊要項（案）・・・・ 21

【参考資料】

資料 1

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会宿泊衛生専門委員会
委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 3

資料 2

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会会則・・・・・・・・ 2 4

資料 3

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会専門委員会規程・・ 2 9

報告事項

宿泊衛生専門委員会委員の変更について

宿泊衛生専門委員会委員の変更について、次の通り報告します。

【令和2年5月20日現在】

(順不同・敬称略)

所属機関・団体・役職名	新任者	前任者
亀山市生活文化部環境課 課長	村田 博	谷口 広幸

三重とこわか国体競技別リハーサル大会の開催について

三重とこわか国体の開催に備え、県の「第76回国民体育大会 競技別リハーサル大会開催基準要項」および「亀山市競技別運営基本計画」に基づき、国体における競技会運営能力の向上を図るとともに、市民の国体に対する関心を高め、理解を深めるため、県、競技団体及び関係機関と協力して、競技別リハーサル大会を開催します。

<開催概要>

○軟式野球

大会名称：第42回東日本軟式野球大会（1部）

開催期間：令和2年5月30日（土）～31日（日） 2日間

会場：西野公園野球場

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和2年4月3日（金）に中止が決定しました。

○ウエイトリフティング

大会名称：内閣総理大臣杯第57回全日本社会人ウエイトリフティング選手権大会
レディースカップ第12回全日本女子選手権ウエイトリフティング選手権大会

開催期間：令和2年11月22日（日）～26日（木） 5日間

会場：西野公園体育館

議

案

三重とこわか国体亀山市弁当調達要項（案）

1 目的

この要項は、三重とこわか国体亀山市宿泊基本計画に基づき、三重とこわか国体（以下「大会」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員およびその他の関係者（以下「大会参加者」という。）に提供する弁当の調達について、必要な事項を定める。

2 実施方法

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関および関係団体等と連携を図り、大会参加者の弁当調達業務を実施する。

3 弁当の調達

弁当の調達については、実行委員会があらかじめ必要数を把握し、計画的・効果的な発注・提供を行う。

4 対象および実施期間

- (1) 選手・監督、視察員及び報道員等（以下「選手・監督等」という。）のうち弁当を希望するもの並びに競技役員、競技補助員、競技会補助員等（以下「役員等」という。）を対象とする。
- (2) 弁当調達期間は、選手・監督等については大会開催期間（公式練習日を含む。）、役員等については大会業務に従事する期間とする。

5 弁当調製施設の指定および取消し

- (1) 弁当調製施設については、別に定める弁当調製施設の選定基準を満たす弁当調製施設を関係機関等の協力を得て、実行委員会が指定する。
- (2) 実行委員会は、前項の規定により弁当調製施設を指定するときは、三重とこわか国体亀山市弁当調製施設指定書（様式第1号）を交付する。
- (3) 弁当調製施設が次のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。
 - ア 食品衛生法等関係法令に基づく改善命令および指導に速やかに従わないとき。
 - イ 食品衛生法等関係法令に基づく許可の取消、営業の全部または一部の禁止、もしくは期間を定めて停止処分を受けたとき。
 - ウ 弁当の調製を第三者に委託したとき。

エ その他、実行委員会が不相当と認めたとき。

6 弁当の引換

弁当引換所の設置および弁当の保管等の弁当引換業務については、弁当引換所を競技会場内に設置し衛生上の安全確保を最大限考慮する。

7 弁当容器等の回収

- (1) 実行委員会は、弁当引換所に弁当容器等の回収箱等を設置し、回収を行うものとする。
- (2) 指定弁当調製施設は、実行委員会が指定する時間に、納入した弁当容器等を回収するものとする。

8 弁当調達業務の委託

実行委員会は、弁当調達業務の全部又は一部を、関係団体等に委託できるものとする。

9 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、弁当調達業務に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における弁当の調達については、この要項を準用する。

(様式第1号)

三重とわか国体亀山市弁当調製施設指定書

年 月 日

様

三重とわか国体・三重とわか大会
亀山市実行委員会 会長 櫻井 義之

三重とわか国体における弁当調製施設として、下記のとおり指定します。

記

施設名	
所在地	
代表者名	

三重とわか国体亀山市弁当調製施設選定基準（案）

1 三重とわか国体に対する理解と協力

三重とわか国体および亀山市競技別リハーサル大会（以下「大会」という）に理解があり、三重とわか国体・三重とわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う弁当調達業務に対して協力的であること。

2 対象施設について

食品衛生法に基づく営業許可を受けているもので、亀山市およびその近隣に製造所を有する弁当調製施設であること。ただし、実行委員会が必要と認めた場合は、この限りではない。

3 施設の衛生管理

- (1) 選定時点において過去3年間に、食中毒発生等により食品衛生法に基づく営業停止等の処分を受けていないこと。
- (2) 食品衛生法に基づく食品衛生監視票での採点が直近で80点以上であること。
- (3) HACCPに沿った衛生管理（「三重県食品の自主衛生管理認定制度」や「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日厚生省発行）に基づく衛生管理を含む。）に取り組む等、施設の管理運営及び整備が食品衛生法に基づき適正になされている施設であること。
- (3) 検食は、原材料および調理済み食品毎に50g程度ずつ清潔な容器（ビニール等）に密封して-20℃以下で2週間以上保存できること。
- (4) 調理従業者（配膳または容器包装に入れられた食品を取り扱う作業のみ従事するものは除く）全員に対して、令和3年6月以降に、検便検査（赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌を含むもの）の実施が可能であること。
なお、検便検査項目にはノロウイルス（抗原検査）も含めることが望ましい。
- (5) 食品賠償保険等に加入していること。

4 施設の調製能力

- (1) 曜日に関わりなく、1回100食以上の提供が可能であること。
- (2) メニューの日替わりが可能であること。
- (3) 単価に応じた調製が可能であり、実行委員会が指定する容器、包装紙での提供が可能であること。
- (4) 栄養バランス・カロリー等を考慮した献立での提供が可能であること。

5 施設の対応能力

- (1) 原則として、前日午後6時までの受注に対して、翌日午前11時の納品が可能であること。
- (2) 冷蔵車等での配送が望ましいが、冷蔵車等が確保できない場合は保冷容器等により適正な温度管理(10℃以下)をすること。また、必要に応じて納入場所での待機が可能であること。
- (3) 弁当付属品として、お茶、割り箸、爪楊枝、お手拭きおよび持ち運び用ビニール袋等の納入ができること。
- (4) 配達同日に弁当容器等の回収が可能であること。
- (5) 実行委員会からの要請に応じて弁当献立および写真の提供が可能であること。
- (6) 荒天等により、開催が中止となった場合、弁当の調整及び納入については、実行委員会の指示に基づく対応が可能であること。
- (7) 弁当容器に以下の項目をラベルシール等で表示できること。
 - ア 弁当の名称
 - イ 原材料名(アレルギー、原料米の産地等の表示を含む。)
 - ウ 添加物(アレルギーを含む。)
 - エ 消費期限(時刻まで表示)
 - オ 保存方法
 - カ 製造所所在地・製造者名
 - キ その他食品表示関係法令により規定される表示

三重とこわか国体亀山市環境衛生対策実施要領（案）

1 目的

この要領は、三重とこわか国体環境衛生対策要項に基づき、三重とこわか国体（以下「大会」という。）における環境衛生対策の実施に関して、必要な事項を定める。

2 実施方法

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関・団体と相互に連絡調整を図り、県・関係機関・団体等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

3 競技会場等の環境美化

実行委員会は、環境衛生対策等の関係機関と連携するとともに、地域住民、民間団体等の協力を得て、次の業務を推進し、清潔な会場づくりに努める。

- (1) 競技会場等には、必要に応じた資源ごみ等の分別ができるごみ容器等を適切な場所に設置する。
- (2) 競技会場等の廃棄物は、会場に即した処理体制により適正に処理する。なお、分別収集を行い、資源ごみのリサイクルに努める。
- (3) 競技会場等の清掃は、その業務を行う専門の作業班を構成し、効果的に実施する。
- (4) 競技会場等の便所（仮設を含む）は、衛生的に管理し、流水式手洗い設備を設ける。
- (5) 喫煙場所を設置する場合は、たばこの吸い殻のポイ捨て防止に努め、また、受動喫煙の防止に配慮した場所を選定し、指定喫煙所とする。

4 獣害対策

会場、宿舎等の周辺における動物による危害の防止を図るため、関係機関・団体との連携に努める。

5 衛生害虫等対策

実行委員会は、関係機関と連携するとともに、地域住民、民間団体等の協力を得て、ねずみおよび衛生害虫の発生防止等を行い、適正な環境づくりに努める。

6 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、環境衛生対策の実施に関して必要な事項は別に

定める。

(2) 競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても、この要領を準用する。

三重とこわか国体亀山市食品衛生対策実施要領（案）

1 目的

この要領は、三重とこわか国体亀山市食品衛生対策要項に基づき、三重とこわか国体（以下「大会」という。）における食品衛生対策の実施に関して、必要な事項を定める。

2 実施方法

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係団体と相互に連絡調整を図り、県・関係機関・団体等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

3 食品衛生に対する意識の向上

（1）食品衛生講習会の開催

実行委員会は、関係機関・団体と連携し、食品関係従事施設等を対象とした食品衛生講習会を開催し、食品衛生に対する意識の向上を図る。

（2）広報活動の実施

実行委員会は、関係機関・団体と連携し、広報誌、ホームページ等の広報媒体を活用し、市民および大会参加者等に食品衛生に関する知識の普及啓発を図る。

4 食品取扱施設等に対する監視、指導

実行委員会は、食品関係施設等を対象とした監視、指導の実施について、関係機関に依頼する。

5 検便の実施

（1）実行委員会は、食品関係施設に対し、食品に直接接触する作業の従事者の検便検査を行うよう指導する。

（2）検査の対象とする病原体は、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌とする。また、大会の時期に日本または世界的に流行する可能性のある病原体も対象とすることができる。

6 食中毒発生時の対応

実行委員会は、関係機関と連携し、大会関係者に食中毒患者が発生したときは、「食品衛生法」に基づく措置を講じるとともに、大会への影響を防ぐよう努める。また、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。

6 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、食品衛生対策の実施に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、この要領を準用する。

三重とこわか国体亀山市防疫対策実施要領（案）

1 目的

この要領は、三重とこわか国体亀山市防疫対策要項に基づき、三重とこわか国体（以下「大会」という。）における防疫対策の実施に関して、必要な事項を定める。

2 実施方法

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係団体と相互に連絡調整を図り、県・関係機関・団体等の協力を得て防疫対策を実施する。

3 感染予防に対する意識の向上

実行委員会は、関係機関・団体と連携し、感染症の予防及びまん延防止のため、手洗い等の感染症予防対策実施を奨励するなど、防疫に対する意識の向上に努める。

4 感染症患者発生時の措置

（1）実行委員会は、大会参加者が感染の疑いがある場合又は感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）が発生した場合には、保健所等の関係機関・団体と連携し、必要な措置を講じるとともに、大会への影響を防ぐよう努める。

5 連絡体制の整備

（4）実行委員会は、大会期間中における感染症の発生時などに迅速に対応するため、緊急時の連絡体制を整備する。

6 その他

- （1）この要領に定めるもののほか、防疫対策の実施に関して必要な事項は別に定める。
- （2）競技別リハーサル大会における防疫対策についても、この要領を準用する。

三重とこわか国体亀山市医療救護実施要領（案）

1 目的

この要領は、三重とこわか国体亀山市医療救護要項に基づき、三重とこわか国体（以下「大会」という。）における医療救護の実施に関して、必要な事項を定める。

2 実施方法

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、医療機関および関係団体等の協力を得て医療救護を実施する。

3 競技会場における医療救護

(1) 救護所の設置

ア 競技会場の適切な場所に救護所を設置し、必要に応じて医師、保健師、看護師および係員等を配置する。

イ 内部は、衛生管理に留意し、外部から救護所内が見えないようにする。

ウ 救護所には、必要に応じて医薬品、備品等を配備する。

(2) 救護所の設置時間

原則として、競技開始1時間前から競技終了30分後までとし、必要に応じて変更することができるものとする。

(3) 傷病者発生時の取り扱い

ア 救護所では、傷病者に必要に応じ応急処置を行う。

イ 傷病者を医療機関に搬送する必要があるときは車両等での搬送または救急自動車等の出動を要請する。この場合、必ずチーム関係者等が同行し、処置記録兼診療依頼書（第1号様式）を持参する。

ウ 医療機関に傷病者を搬送した場合、速やかに実行委員会へ報告する。また、傷病者のその後の病状経過を把握するように努め、入院患者が発生した場合は、その都度実行委員会へ報告する。

4 練習会場における医療救護

(1) 練習会場には、必要に応じて医薬品、備品等を配備する。

(2) 練習会場において、傷病者が発生し医療機関に搬送する必要があるときは、競技会係員は、車両等での搬送または救急自動車の出動を要請する。この場合、必ずチーム関係者等が同行し、処置記録兼診療依頼書（第1号様式）を持参する。

(3) 競技会係員は、医療機関に傷病者の搬送を要請した場合、救護所による取扱いに準じる。

5 宿舎における医療救護

(1) 宿舎において傷病者が発生し、医療機関に搬送する必要があるときは、宿舎の管理者は最寄り医療機関の紹介または救急自動車の要請をする。この場合、必ずチーム関係者等が同行する。

(2) チーム関係者等は、傷病者が医療機関に搬送された場合、実行委員会に下記の事項を報告（夜間の場合は翌日）する。

ア 傷病者の住所、氏名、性別、年齢および連絡先

イ 参加区分および競技種目

ウ 宿舎名および連絡先

エ 事故（傷病）の発生時間、発生場所、傷病内容、発生原因、処置内容、使用医薬品および現在の状況

オ 搬送した医療機関および搬送方法

カ 付添者の氏名および連絡先

6 アンチドーピング

救護所等に配備する医薬品については、関係機関・団体等の協力を得てアンチドーピングに細心の注意を払って対応する。

7 医療費の負担

(1) 競技会場および練習会場での応急処置にかかる経費は、実行委員会が負担する。

(2) 傷病者は、医療機関において健康保険証を提示して受診した場合には医療費の本人負担分を、健康保険証を提示しないで受診した場合には医療費の全額を負担する。

8 関係機関への協力要請

実行委員会は、一般社団法人 亀山市医師会等関係機関の協力を得て、医療機関および亀山市消防本部等に対し、傷病者の受け入れ等医療救護対策への協力を要請する。

9 事務処理

救護所等の医師、看護師、係員等は、業務にあたり、お互いに連携を図り、次の書類に所定の事項を記載処理し、業務終了後速やかに実行委員会に提出する。

(1) 処置記録兼診療依頼書（第1号様式）

※搬送傷病者に原本を渡した場合はその控え

(2) 救護日報（第2号様式）

(3) 救護所取扱傷病者一覧表（第3号様式）

1 0 県実行委員会等への報告

(1) 実行委員会は、大会期間中、参加者等に入院患者や重大事故が発生した場合は、県実行委員会に報告することとする。

(2) 実行委員会は、全競技終了後、競技会場ごとに取りまとめた第3号様式を県実行委員会に提出する。

1 1 その他

(1) 医療救護関係者の服装は、各職種に応じたものとする。

(2) 医療救護関係者の心得として、傷病者の状況を記録し関係者からの問い合わせに支障のないようにするとともに、傷病者のプライバシーの保護に十分に配慮する。

(3) この要領に定めるもののほか、医療救護に関して必要な事項は別に定めるものとする。

(4) 競技別リハーサル大会における医療救護対策についても、この要領を準用する。

処置記録兼診療依頼書

取扱救護所		発行番号	No.	
発症場所		発症日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃	
傷病者情報	ふりがな 氏名	男・女	参加区分 選手・監督・役員・観客 その他()	
	生年月日 他	M・T・S・H 年 月 日生 歳	競技/会場名 [競技名] [会場名]	
	住所	都道府県名()	宿舍名	
	連絡先	(- -)	付添者 (携帯 - -)	
	既往歴	無・有()	アレルギー	無・有()
	現病歴	無・有()	保険証所持の有無	有・無
	常用薬	無・有()	最終食事	日 時 分 頃
応急処置の内容	1 傷病内容 胃腸障害、感冒、貧血、頭痛、熱中症、疲労、眼症、耳症 打撲、捻挫、骨折、脱臼、筋腱断裂、(挫・切・裂)創、歯牙の外傷 (受傷部位:) その他() 2 発症(事故)原因 3 処置内容(処置時間: 午前・午後 時 分) <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">体温</div> °C 4 使用医薬品 5 備考 記入者職氏名 _____ (医・歯・看・保・他) ←丸をつけてください。 医…医師, 歯…歯科医師, 看…看護師, 保…保健師, 他…事務など 6 搬送(有・無)			

搬送先医療機関 担当医 様

三重とわか国体において発症した上記の者に対する診療をお願いいたします。

年 月 日

三重とわか国体・三重とわか大会亀山市実行委員会
会長 櫻井 義之

※本書を医療機関へ送付すること並びに搬送先医療機関から、三重とわか国体・三重とわか大会亀山市実行委員会に返送することについては、個人情報の保護に万全を期すとともに国民体育大会の統計資料に利用すること以外には使用しないことを条件に承諾します。

患者同意欄(サイン) _____

(裏面)

F A X 送 信 表

宛 先	三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会事務局	宛
-----	------------------------------	---

※送信先 F A X 番号は別紙「医療機関の方へ」に記載しています。

発 信 者 名	医療機関名	担当者
	住所	(所属)
		(氏名)
	TEL	FAX
	※ゴム印可	

下記の診療内容欄に記入後、この用紙（裏面）のみを三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会事務局まで F A X で送付いただきますようお願いいたします。

※本紙の記入は医師以外の方（事務員、看護師）で構いません。

搬送先医療機関における診察状況	
診 療 内 容	1 傷病名
	2 治療内容・使用医薬品
	3 その他
	診療医師名

[取扱救護所]	[診療依頼書発行番号] No.	[日付]
---------	--------------------	------

救護日報

年月日	平成 年 月 日 () 天候		記入者	
競技名			会場名	
救護所開設時間	時 分から 時 分まで			
従事者 氏名 及び 時間	医師		時 分から	時 分まで
	看護師 (保健師)		時 分から	時 分まで
			時 分から	時 分まで
	その他 ()		時 分から	時 分まで
		時 分から	時 分まで	
区分	取扱患者数		医療機関搬送者数	
選手	人		人	
監督	人		人	
役員	人		人	
観客	人		人	
その他	人		人	
合計	人		人	
【その他報告欄】				
No.	発症者		内容 (診療依頼書発行No. _____)	
	氏名		1 傷病内容 胃腸障害 感冒 貧血 頭痛 熱中症 疲労 眼症 耳症 打撲 捻挫 骨折 脱臼 筋腱断裂 (挫・切・裂) 創 歯牙の外傷	
	電話番号	男 ・ 女 歳	その他 ()	
	住所		2 発症 (事故) 原因	
	宿舍名 電話番号		3 処置内容	
	参加区分	選手・監督・役員・ 観客・その他 ()	4 使用医薬品	
			5 備考	
			6 搬送の 有 ・ 無 搬送医療機関 ()	

No.	発症者		内容（診療依頼書発行No. _____）
	氏名	男 ・ 女 歳	1 傷病内容 胃腸障害 感冒 貧血 頭痛 熱中症 疲労 眼症 耳症 打撲 捻挫 骨折 脱臼 筋腱断裂 (挫・切・裂) 創 歯牙の外傷
	電話番号		その他 ()
	住所		2 発症 (事故) 原因
	宿舎名 電話番号		3 処置内容
	参加区分	選手・監督・役員・ 観客・その他 ()	4 使用医薬品 5 備考 6 搬送の 有 ・ 無 搬送医療機関 ()

No.	発症者		内容（診療依頼書発行No. _____）
	氏名	男 ・ 女 歳	1 傷病内容 胃腸障害 感冒 貧血 頭痛 熱中症 疲労 眼症 耳症 打撲 捻挫 骨折 脱臼 筋腱断裂 (挫・切・裂) 創 歯牙の外傷
	電話番号		その他 ()
	住所		2 発症 (事故) 原因
	宿舎名 電話番号		3 処置内容
	参加区分	選手・監督・役員・ 観客・その他 ()	4 使用医薬品 5 備考 6 搬送の 有 ・ 無 搬送医療機関 ()

救護所取扱傷病者一覧表

取扱救護所： _____

令和 年 月 日

(単位：人)

区分	救護所取扱傷病者数						医療機関搬送者の数					
	選手	監督	役員	観覧者	その他	計	選手	監督	役員	観覧者	その他	計
胃腸障害	男											
	女											
感冒	男											
	女											
貧血	男											
	女											
頭痛	男											
	女											
熱中症	男											
	女											
疲労	男											
	女											
眼症	男											
	女											
耳症	男											
	女											
打撲	男											
	女											
捻挫	男											
	女											
骨折	男											
	女											
脱臼	男											
	女											
筋腱断裂	男											
	女											
(挫・切・裂) 創	男											
	女											
歯牙の外傷	男											
	女											
その他	男											
	女											
合計	男計					0						0
	女計											

※この様式は、一日の業務終了後に救護所が処置記録兼診療依頼書を集計し記載すること。

三重とこわか国体亀山市競技別リハーサル大会宿泊要項（案）

1 目的

この要項は、三重とこわか国体亀山市宿泊基本計画に基づき、三重とこわか国体亀山市競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員および視察員等（以下「大会参加者」という。）の宿泊について、必要な事項を定める。

2 業務の実施

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は関係機関および関係団体と十分な調整を行い、大会参加者の宿泊業務にあたるものとする。

3 宿舎

(1) 大会参加者の宿舎は、原則として市内の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテルおよび簡易宿舎をいう。）とし、風紀上、衛生上および安全対策上支障があると認められる宿舎は使用しないものとする。

(2) 1人の宿泊に要する広さは、おおむね2畳以上または1ベッドとする。

4 配宿

(1) 選手・監督の宿舎は、都道府県（またはチーム）別および男女別等を考慮して配宿するものとする。

(2) 選手・監督の宿舎は、原則として他の大会参加者とは別とする。

5 宿泊料金

宿泊料金は、旅館ごとに料金設定を行うものとする。

6 食事

(1) 宿舎において提供する食事は、選手に考慮し、栄養面に優れた献立とする。

(2) 昼食弁当については、別に定める弁当調達要項に基づき、斡旋、支給を行うものとする。

7 宿泊料金の精算

宿泊料金の精算は、宿泊責任者または本人が実行委員会の指定する方法で精算するものとする。

8 その他

(1) 大会参加者が、実行委員会に対して宿泊および弁当の斡旋を希望しない場合は、この要項は適用しない。

(2) この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は別に定める。

參考資料

三重とこわか国体・とこわか大会亀山市実行委員会
 宿泊衛生専門委員会委員名簿

敬称略、順不同

委員会役職	所属機関・団体	役職	氏名
委員長	亀山商工会議所	会員	福島 秀昭
委員	一般社団法人 亀山市観光協会	事務局長	本間 一也
委員	一般社団法人 亀山医師会	理事	堀 靖英
委員	一般社団法人 亀山歯科医師会	理事	山田 敏彦
委員	一般社団法人 鈴鹿亀山薬剤師会	理事	山口 哲夫
委員	鈴鹿食品衛生協会	会長	前田 稔
委員	三重県鈴鹿保健所	主査（課長代理）	相谷 祐司
委員	亀山市生活文化部環境課	課長	村田 博
委員	亀山市健康福祉部長寿健康課	副参事兼GL	駒谷 みどり
副委員長	亀山市産業建設部産業振興課	課長	富田 真左哉
委員	亀山市立医療センター地域医療部病院総務課	課長	宮村 信廣

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第76回国民体育大会において、亀山市で開催される競技会（以下「競技会」という。）を実施するために、必要な準備および大会の総括的運営に当たることを目的とする。

(所掌事務等)

第3条 実行委員会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事務及び事業を行う。

- (1) 競技会の開催及び運営に必要な方針並びに計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催及び運営に関すること。
- (3) 競技会の開催及びその準備に係る経費に関すること。
- (4) 関係競技団体、その他関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) その他実行委員会の目的を達成するために必要な事務及び事業に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員で構成し、委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 亀山市を代表する者
- (2) 亀山市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 常任委員 40名以内
- (4) 監 事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は亀山市長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、委員のうちから会長が指名する。

3 監事は、第4条に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順位により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員および役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その時点で委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別の事情が生じたときは、その職を解くことができる。

3 会長は、前項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じて助言する。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 顧問及び参与の任期等は、前条の規定を準用する。

第3章 会議

(種類)

第10条 実行委員会に次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

2 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催及び運営に係る基本方針等に関すること。

(2) 事業計画及び事業報告に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

- (4) 会則の制定及び改廃に関する事。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関する事。
 - (6) その他重要な事項に関する事。
- 3 総会の議長は、会長又は会長の指名する副会長とする。
- 4 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。
ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。
- 5 総会の議事は、出席委員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む）の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 6 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。
(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
- 4 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 5 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 6 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関する事。
 - (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への委任に関する事。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関する事。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関する事。
- 7 前条第4項及び第5項の規定は、常任委員会において準用する。
- 8 常任委員会は、第6項の規定により審議した事項及び次条第3項の規定により専門委員会から報告があった事項を、必要に応じ次の総会に報告するものとする。
- 9 第8条の規定は、専門委員会の任期等について準用する。
(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員会の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないと認めるとき又は総会等の権限に属する事項のうち軽易なものについては、これを専決することができる。

2 会長は、前項の規定により専決したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、亀山市生活文化部文化スポーツ課内に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画及び予算)

第17条 実行委員会の事業計画及び予算については、総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第18条 実行委員会の事業報告及び決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第20条 実行委員会は、その目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散する。

2 実行委員会が解散するとき有する残余財産は、亀山市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成29年8月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年4月27日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成31年1月31日から施行する。
- 2 この会則の施行の際、現に第76回国民体育大会亀山市準備委員会の役員、委員、顧問である者は、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会の役員、委員、顧問に委嘱されたものとする。
- 3 この会則の施行の際、現に制定されている第76回国民体育大会亀山市準備委員会の方針、計画及び関係規定等中「第76回国民体育大会亀山市準備委員会」とあるものは、「三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会」と読み替える。

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会 専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会会則第13条第3項の規定に基づき、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会のそれぞれの名称並びに三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会常任委員会からの委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長がこれに当たる。
- 3 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
ただし、専門委員会に出席できない専門委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 4 専門委員会の議決は、出席専門委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は、説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員会に専門部会を設置し、

専門的事項について調査研究を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会は、会長が委嘱した者（以下「部会委員」という。）をもって構成する。
- 3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。ただし、この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは、「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。
- 4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営について必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この規定は、平成31年1月31日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	委 任 事 項
総務企画専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民運動に関すること。 5 歓迎・接伴に関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。
競技式典専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。
宿泊衛生専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊に関すること。 2 医事・衛生に関すること。
輸送交通専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送・交通に関すること。 2 警備・消防に関すること。